

令和4(2022)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)
(研究成果公開促進費)「研究成果公开发表(B)
(ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI)」
プログラム内容変更承認申請書

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

令和 年 月 日

課題番号		22HT〇〇〇〇
所属 研究 機関	名称	〇〇大学
	機関の長 職・氏名	学長 〇〇 〇〇
実施代表者	部局	〇〇学部
	職	教授
	氏名	□□ □□

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）「研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI）」について、下記のとおり交付申請書の記載内容を変更したいのでご承認くださるようお願いいたします。

記

(1) 変更前のプログラムの内容（交付申請書の「プログラムの内容」欄の記載を転記すること） 講義：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 体験・実習：ボルダリングについて実際に体験してもらう。その後、○○○○○○
(2) 変更後のプログラムの内容 講義：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 体験・実習：カヤックと短距離走について実際に体験してもらう。その後、○○○○○○
(3) プログラムの内容を変更しなければならない具体的な理由 他の学内行事により体育館の使用が緊急決定し、使用予定であった体育館内のボルタリング用クライミングウォールが使用できなくなったため。
(4) プログラムの内容を変更しても「プログラムの目的(※１)」の達成に支障がない具体的な理由 体験競技の種目がボルタリングからカヤック及び短距離走へと変わっただけで、目的の達成に支障はない。
(5) 公募要領19頁(7)(a)「プログラムの内容」を踏まえた変更内容になっている具体的な理由 体験競技がボルダリングからカヤック及び短距離走へと変更になっただけであるため、座学に偏らず、体験・実習をメインとしたプログラム内容になっている。
(6) 以下を補助事業者として改めて確認し、チェックボックスにチェックを入れること ☒ 変更承認申請書の提出から可否決定通知の発出まで一ヶ月程度要する旨を留意しています。

※ 「プログラムの目的」とは、交付申請書に記載した「プログラムの目的」をさす。なお、補助条件 3-1 のとおり、「プログラムの目的」の欄の記載事項は、変更することができない。

補助事業において、交付申請書の「プログラムの内容」欄の記載事項の変更を計画している場合、事前に作成し、所属する研究機関を通じて日本学術振興会に提出すること。

なお、補助条件及び交付申請書に記載の「プログラムの目的」が損なわれることがないように、公募要領19頁(7)「その他の留意点」を踏まえた内容になっていることを補助事業者間で確認すること。

- (1) 「変更前のプログラムの内容（交付申請書の「プログラムの内容」欄の記載を転記すること）」
- (2) 「変更後のプログラムの内容」
変更後のプログラムの内容を取組ごとに具体的に記入すること。なお、交付申請書の「プログラムの内容」欄に相当することに留意すること。
- (3) 「プログラムの内容を変更しなければならない具体的な理由」
当初のプログラムの内容がどのような原因によって変更されたか、具体的に記入すること。なお、交付内定通知 別紙1「3. プログラムの実施に当たって(2)(3)」も参照すること。
- (4) 「プログラムの内容を変更しても「プログラムの目的」の達成に支障がない具体的な理由」
プログラムの内容を変更しても、交付申請書に記載した「プログラムの目的」を達成できる具体的な理由を記入すること。なお、補助条件3-1のとおり、「プログラムの目的」の欄の記載事項は、変更することができない。
- (5) 「公募要領19頁(7)(a)「プログラムの内容」を踏まえた変更内容になっている具体的な理由」
プログラムの内容変更が、公募要領19頁(7)(a)「プログラムの内容」を踏まえた変更内容になっている具体的な理由を記入すること。
- (6) 「補助事業者としての再確認」
補助事業者として改めて確認し、チェックボックスにチェックを入れること。

(参考)

【公募要領より抜粋】

(7) その他の留意点

応募に当たっては、17頁「(ii)(1)対象」を踏まえ、以下の点に留意し、「計画調書作成・記入要領」を参照の上、計画調書を作成してください。

(a) プログラムの内容

プログラムを構成する各取組を通じて、受講生が将来に向けて、科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む内容としてください。

研究者が科研費による独創的・先駆的な研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを講義、実験等を通じて分かりやすく語りかけ、また、研究者自身の歩み（研究を志した動機等）や人柄に間近に触れることにより、受講生が学問の素晴らしさや楽しさを体感できるものになるよう心がけてください。

その際、プログラムの背景を確実に説明してください。ただし、座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら実際に体験し考察できるプログラムとしてください。

また、できる限り若手研究者、博士研究員、大学院生、学部学生及び外国人留学生等の協力を得て、受講生と積極的に交流できる場を設けてください。

(f) 安全配慮

計画するプログラム内容の実施にあたって、受講生への安全配慮は最優先事項です。特に、実験、調査分析、施設見学に係る研究機関内外の移動等の際には、適切な人数の実施協力者を配置するなど、安全に十分配慮してください。また、自然災害の発生や、感染症の影響といった不測の事態等については、最新の状況を把握するように努めるとともに、安全配慮に向けた最大限の対策を講じ、安全配慮ができない場合は延期又は中止の判断を行ってください。

不慮の事故等、万一の場合に備えて、プログラム当日における、受講生及び実施に関わる者を対象とした傷害保険への加入も検討してください。保険料はプログラム経費の範囲内で支出することが可能です。

【交付内定通知 別紙1より抜粋】

3. プログラムの実施に当たって

- (2) 公募要領「II 3①(ii)(7)その他の留意点((a) プログラムの内容及び(f) 安全配慮)」について

公募要領に記載の安全配慮は、補助事業者が応募に当たって提出した計画調書の内容及び交付申請書に記載

の内容を実施するに当たって配慮すべき事項です。したがって、公募要領 19 頁（a）「プログラムの内容」にある『座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生自ら実際に体験し考察できるプログラム』を行うための安全配慮ができない場合は延期または中止の判断を行ってください。

(3) 交付申請書の記載内容の変更について

補助条件の 3-1 では、『「プログラム名」及び「プログラムの目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。』としています。そのため、補助事業の内容を変更しようとする場合には、交付申請書に記載の「プログラムの目的」が損なわれることがないように、公募要領 17 頁(1)「対象」及び(7)「その他の留意点」を踏まえた変更であるか補助事業者間で確認してください。